

ヘルパーステーション晴れる家

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

当事業所は、原則として身体拘束を行いません。自傷他害の恐れがある等の「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的自由を制限する行為を禁止します。

2. 身体拘束等検討に関する事項

身体拘束等の適正化を推進するため、発生状況の確認や改善策の検討を行います。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する事項

全職員を対象に、身体拘束の弊害や代替案の検討に関する研修を定期的を実施します。

4. 身体拘束等を行う場合の基準と手続き

切迫性、非代替性、一時性の3要件をすべて満たし、かつ組織として決定した場合に限り、以下の手順で行います。

- 本人・家族への十分な説明と同意（書面）
- 拘束の態様、時間、理由の記録
- 状態の変化に応じた早期解除の検討

2026年3月16日策定
NPO 法人晴れる家ふくふく